

令和元年台風第15号からの一連の災害による被災住宅の修繕に対する支援について

建設部

令和元年台風第15号、第19号及び10月25日の大雨により、被災した住宅の復旧復興を進めるため、住宅の損害割合に応じて修理や修繕の支援を行う。

1 災害救助法による住宅の応急修理

被災した住宅について、日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を支援する。

○費用の限度額

(1) 半壊以上の被害 : 1世帯当たり595,000円(税込)以内

(2) 一部損壊(準半壊) : 1世帯当たり300,000円(税込)以内

※半壊以上の応急修理は、令和元年10月7日(月)から受付けを開始している。

※全壊の場合であっても、応急修理を実施することにより居住が可能になるときは、対象となる。

2 君津市被災住宅修繕緊急支援事業

被災者の生活の安定と住宅の安全の確保を図るため、被災した住宅の修繕工事に要する費用の一部を補助する。

(1) 災害救助法対象事業

損害割合が10%以上20%未満の住宅の修繕工事を行う被災者に対し、災害救助法の応急修理に加えて、補助金を交付する。

○補助金額 : 工事費の150万円以上の部分の20%、上限20万円

(2) 防災・安全交付金対象事業

国土交通省の防災・安全社会資本整備交付金の対象として、住宅の屋根又は外壁等の修繕工事を行う被災者に対し、補助金を交付する。

○補助金額 : 工事費の20%、上限50万円(交付金30万円+上乗せ分20万円)

(3) その他事業（単独事業）

前2事業を除き、住宅の修繕工事を行う被災者に対し、補助金を交付する。

（既に工事代金清算済で、応急修理の支援を受けられない方が対象）

○補助金額：工事費の20%、上限50万円

3 君津市災害復興住宅資金利子補給事業

被災した住宅を修繕又は建設・購入するため、金融機関から資金を借り入れた場合の利子の一部を補助する。

※要綱の調整中（県は利子1%相当の負担で、市が上乗せをすることが条件）

4 事業費

約7億3千万円（調整中）

（国費：2.4億円 県費：4.0億円 市費：0.9億円）

5 事業の開始時期

令和元年11月25日（月）から受付を開始する。

※災害復興住宅資金利子補給事業については12月中旬開始予定